

宇陀市監査委員告示第4号

平成28年度第4回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月17日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 八木 勝 光

## 1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成28年4月1日から12月31日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 市民環境部 市民課、保険年金課、人権推進課及び環境対策課
- (2) 健康福祉部 健康増進課、厚生保護課、こども未来課、介護福祉課及び医療介護あんしんセンター

## 3 監査の期間及び対象

実施年月日	監査実施部署
平成29年2月7日（火）	健康福祉部健康増進課 市民環境部保険年金課
平成29年2月14日（火）	健康福祉部こども未来課
平成29年2月16日（木）	市民環境部市民課
平成29年2月20日（月）	健康福祉部厚生保護課 健康福祉部健康増進課室生福祉 保健交流センター
平成29年2月21日（火）	健康福祉部介護福祉課 市民環境部人権推進課人権交流 センター

## 4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

## 5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認め

られた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において公金外現金の取扱状況についても監査を実施した。概ね適正に管理されていることが確認できた。引き続き、公金外現金の取り扱いについて徹底されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 契約に関する事務

- ア 随意契約理由の明示について（保険年金課、健康増進課、厚生保護課、こども未来課、介護福祉課及び室生福祉保健交流センター）

随意契約にて契約を行う際、随意契約を妥当とする理由の記載が明記されていない契約が一部に見受けられた。

今後、契約の際は、随意契約となった理由を明記されたい。

- イ 契約締結の事務執行について（人権推進課、こども未来課及び室生福祉保健交流センター）

帳票書類を確認したところ、予算執行が認められている4月1日以前に契約締結の事務が行われていた。

法令を順守されたい。

- ウ 契約書の省略について（厚生保護課）

契約書の省略については、宇陀市契約規則（平成18年宇陀市規則第44号）第21条第1項の規定に基づき、契約金額が30万円以下の契約その他市長が特に契約書の作成を省略しても差し支えないと認める契約について、契約書を省略することができるかとされている。

しかし、一部の契約について、契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を省略して契約を締結している事例が見受けられた。

改善されたい。

(2) その他の事務

- ア 支出負担行為伺書の作成日について（健康増進課）

支出負担行為伺として整理する時期は、宇陀市会計規則（平

成18年宇陀市規則第41号)第33条第1項の規定に基づき、執行区分によりそれぞれ定められている。

しかし、この規則に基づく時期を遅れて支出負担行為伺書を作成している契約が見受けられた。

規則に則った事務となるよう改善されたい。

イ 補助金交付決定の決裁について（健康増進課）

各種団体その他に対する補助金、交付金等の交付決定を行うときは、宇陀市事務決裁規程（平成19年宇陀市訓令第14号）第4条第1項の規定に基づき、市長が決裁を行うことと定められている。

しかし、この規程に基づく決裁を受けずに、部長決済を経て、補助金の交付決定を行っている事例が見受けられた。

改善されたい。

ウ 補助金に係る支出負担行為伺書について（健康増進課）

宇陀市会計規則第33条第1項の規定に基づき、支出負担行為伺書に必要な書類が、執行区分によりそれぞれ規定されている。

補助金に係る支出負担行為伺書を作成するときは、申請書、予算書及び事業計画書を添付する必要があると規定されているが、予算書のみ添付し、年間交付決定予定額を算出して支出負担行為を作成している事例が見受けられた。

補助金に係る支出負担行為は、補助金の交付決定毎に作成されるのが適当であると考える。

検討されたい。